第二章　保険業を営む株式会社及び相互会社
第一節　［略］
第二節　相互会社
第一款　機関等（第二十条―第二十三条の二十一）
第二款　［略］
第三款　相互会社の社債を引き受ける者の募集（第三十一条―第三十一条の十七）
［第四款・第五款　略］
第三節　組織変更
第一款　［略］
第二款　相互会社から株式会社への組織変更（第四十一条の四―第四十六条の四）
［第三章～第十二章　略］
［第三編～第五編　略］
附則
（密接な関係の範囲）
第一条の二の二　令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。
一　二以上の団体相互が次のイからハまでに掲げる関係のいずれかを有するという関係
［イ・ロ　略］
ハ　一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係
(1)　一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第四十六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第百五条及び第百五条の六、第百十八条、第十一章（第二百十条の十の二を除く。）、第十二章（第二百十一条の三十八及び第二百十一条の八十二を除く。）、第四編並びに第二百四十六条において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。
(i)　［略］
(ii)　当該一方の者が法人その他の団体（以下この号及び第四十五条の二十五第三項において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。(iv)において同じ。）
(iii)～(vii)　略
(2)　［略］
［一・三　略］
［2・3　略］
（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）
第一条の三　法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第百七条第九項、第百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二条の二十一第二項、第二百七十二条の三十一第五項、第二百七十二条の三十二第三項、第二百七十二条の三十三第二項、第二百七十二条の三十四第

第二章　［同上］
第一節　［同上］
第二節　［同上］
第一款　機関等（第二十条―第二十三条の二十）
第二款　［同上］
第三款　相互会社の社債を引き受ける者の募集（第三十一条―第三十一条の十六）
［第四款・第五款　同上］
第三節　［同上］
第一款　［同上］
第二款　相互会社から株式会社への組織変更（第四十一条の四―第四十六条の三）
［第三章～第十二章　同上］
［第三編～第五編　同上］
附則
（密接な関係の範囲）
第一条の二の二　［同上］
一　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　［同上］
(1)　一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第百五条及び第百五条の六、第百十八条、第十一章（第二百十条の十の二を除く。）、第十二章（第二百十一条の三十八及び第二百十一条の八十二を除く。）、第四編並びに第二百四十六条において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。
(i)　［同上］
(ii)　当該一方の者が法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。(iv)において同じ。）
(iii)～(vii)　同上
(2)　［同上］
［一・三　同上］
［2・3　同上］
（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）
第一条の三　法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第百七条第九項、第百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二条の二十一第二項、第二百七十二条の三十一第五項、第二百七十二条の三十二第三項、第二百七十二条の三十三第二項、第二百七十二条の三十四第